

種別	入所要件	費用負担	手続き
養護老人ホーム	65 歳以上で環境上および経済的理由で、自宅での生活が困難な方	入所者本人の負担能力に応じて費用を負担することになります。 また、入所者本人からの徴収額が養護老人ホームにおける必要経費に満たない場合には、扶養義務者についても、負担能力に応じて費用を負担することになります。	市町村の福祉担当課にご相談ください。
特別養護老人ホーム	介護保険による要介護認定で原則要介護度 3 以上と認定された方	次の合計額になります。 1) 介護サービス費用の自己負担分 2) 食事の標準負担額 3) 居住費（部屋代・光熱水費等） 4) その他の利用料（日用品費、教養娯楽費、理美容代等）	利用者と施設との契約になりますので、入所を希望する特別養護老人ホームに直接ご相談ください。
軽費老人ホーム （ケアハウス）	身体機能の低下があるか、高齢等のため独立して生活することに不安のある 60 歳以上の方（夫婦の場合は、どちらかが 60 歳以上であれば入所できます）	生活費（食費、光熱水費等）と居住に要する費用は全額自己負担となります。 サービス提供費（人件費等）は入所者の収入に応じて費用を負担することになります。	利用者と施設との契約になりますので、入所を希望する軽費老人ホームに直接ご相談ください。
軽費老人ホーム （A 型）	家庭環境、住宅事情などの理由により、家庭で生活することが困難な 60 歳以上の方（配偶者と一緒に利用するときはどちらかが 60 歳以上の者）	生活費（食費・光熱水費等）は全額自己負担となります。 サービス提供費（人件費等）は入所者の収入に応じて費用を負担することになります。	利用者と施設との契約になりますので、入所を希望する軽費老人ホームに直接ご相談ください。